

## 1 総則

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがある。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し、いじめの認知、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、また同法施行3年後の見直し規定により、いじめの防止等のための対策の一層推進を図るため、平成29年3月に改訂されたいじめ防止基本方針、平成29年9月に改定された京都市いじめの防止等取組指針に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

生徒は家庭や地域、学校等において学習やさまざまな体験をする中で、人間関係を構築し知識や経験等を会得するとともに、人格が形成され自己を確立していく。しかし、いじめは、時代によってその態様を変化させながら、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

## 2 いじめ対策委員会

### (1) 構成

本校においては、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、校長、教頭、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成したいじめ対策委員会を設置する。

### (2) 役割

いじめ対策委員会は、以下の役割を有する。

#### 【未然防止】

いじめ未然防止、いじめを許さない環境づくり。

#### 【早期発見・事案対処】

- ・いじめの情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有。
- ・情報の迅速な共有、アンケート調査や聴き取り調査などにより、事実関係の把握。
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と組織的な保護者との連携。

#### 【取組の検証・役割の周知等】

- ・学校いじめの防止等基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ・学校いじめの防止等基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめの防止等基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめの防止等基本方針の見直しを行う。
- ・いじめ対策委員会の役割や構成員等の、生徒や保護者・地域へ周知。

### (3) 開催時期

- ・月1回月曜日にいじめ対策委員会を開催する。しかし、いじめ事案の発覚時には、いじめ対策委員会を臨時で速やかに開催する。

### (4) 生徒・保護者への周知

- ・新入生入学時や各年度の開始時には、生徒・保護者等にいじめ対策委員会の役割等を説明する。

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

#### 学習環境の整備

- ・生徒が安心して学習できる環境づくりを進めるため、地域や社会との関わりの中で、他者への思いやりや寛容、人と人との絆の大切さを実感しながら、時と場に応じた正しい判断をすることができる力を育む。
- ・人との絆や人のために役立つことの大切さを実感し、社会の一員として必要な公共心や公德心など公共の精神に基づく態度を育成する。

#### 授業改善の充実

- ・すべての教科で基礎基本の定着を図り、課題の発見・解決に向けた主体的・対話的な学びを重視し、学習意欲を高める授業を通して、自ら学びに向かう力を育む。
- ・京都市の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

#### 道徳教育、人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳の授業はもとより教育活動全体と通じて道徳教育の充実をはかる。これまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。
- ・人権問題の学習をあらゆる教育活動において展開し、創意工夫にあふれた教育実践を図り、学力向上と進路保障の取組を組織的に推進し、すべての生徒に人権尊重の精神を育む。

#### 生徒が自主的に行う活動や体験活動の充実

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。

#### 生徒同士の絆づくり

- ・生徒の社会性（ベースとなる自尊感情・自己有用感）を育む手段として、「ピア・サポート」に取り組む。
- ・他者との関わりの中で、参加するすべての生徒が自己有用感を獲得するよう、3年生をリーダーとした好ましい縦関係を構築する。
- ・3年間を見通した一連の取り組みの中で「ピア・サポート」に取り組み、全教職員で3年生を育てる。

### (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ・日常の生徒観察や教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変

化を早期に発見する。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。

- ・ 日常の生徒観察に加え、いじめに関するアンケート、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート）を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景を探り早期の支援・指導を行う。
- ・ 日常の教育相談はもちろんのこと年2回教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

### **（3）いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組**

- ・ 初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取り組みを行う。
- ・ いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

# 《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

## 前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

### 未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

### いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

### 組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

#### 【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

#### 【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

### 管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

#### 【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

#### 【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求めらる。

#### 【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

#### 【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

#### 【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

### 「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

#### 【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
  - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進として、校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努めるため、「非行防止教室」を実施する。
- ・個人情報情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。
- ・「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組としては、謝罪とその受け入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。
- ・また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめを受けた生徒及びいじめをおこなった生徒についても日常的に観察を継続していく。

#### (4) 教職員の資質能力向上の取組

- ・いじめの防止等の取組が、専門的知識に基づき組織的・有機的な充実した研修会を実施するなど、教職員のいじめの問題に対する認識の深化と適切な初期対応に資する能力の向上を図る。
- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・小中一貫教育の視点から、自らの実践を振り返りお互いがお互いの教育実践に学ぶ小学校、中学校合同の研修会を企画する。

#### 4 保護者・地域、関係機関との連携

いじめが子どもの心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性について保護者や地域に周知する。また、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことへの理解を広く求め、家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

さらに、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校運営協議会やPTA、育成団体連絡協議会、少年補導委員会など地域の関係団体に積極的に情報を提供するなど連携を促進し、学校と保護者、地域、関係機関が協働する体制の充実を図る。

#### 5 重大事態への対処

##### (1) 基本的な考え方

いじめを受けた生徒の状況に着目し、「いじめ防止対策推進法第28条」に基づき「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、具体的な事案の態様から判断した上で、重大事態と捉え対応する。

##### (2) 重大事態が発生した時の対応

重大事態への対処については、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。さらに、いじめを行った生徒及び保護者に対しても、事実関係を説明し、いじめを行った生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめの非に気づかせ、再発防止に向けた指導を行う。

6. 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催 や教職員の資質能力向上（校内研修）の 取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認 知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの 確認」 「生徒指導三機能チェックリストの確認と実 施」	・始業式、入学式 ・学級開き（仲間づくり） ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・学級目標決め  【3年】修学旅行	・前年度の記名式アン ケート・クラスマネ ジメントシートに ついて確認と共有	・家庭訪問週間
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向け て」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」	・久世サミット①（小中児童 生徒会交流会）	・第1回クラスマネジ メントシートの実 施、学年集約と共有 ① ・教育相談の実施①	・オープンスク ール ・道徳公開授業 ・学級懇談会
6	◇いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結 果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」	・生徒総会  【1年】ふれあいひろば 【2年】チャレンジ体験	・第1回記名式いじめ アンケートの実施、 学年集約と共有①	・PTA総会 ・学校運営協議 会
7	◇いじめ対策委員会④ ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	・ヒューマンタイム① ・学年集会 ・夏季休業を迎えるにあつ ての心構え ・学習会  【1年】非行防止教室（いじ め・ケータイ） 【2年】非行防止教室（いじ め・SNS） 【3年】非行防止教室（薬物・ SNS）	・第1回社会性変容調 査の実施 学年集約と共有①	・三者懇談会
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サ イクル」 「いじめに特化した夏季校内研修」に向け て ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」	・生徒会リーダー講習会	・夏休み明けの生徒の 様子を学年で共有、 組織的対応の検討	・地域パトロー ル

	<p>「生徒指導の三機能の実施と分析」</p> <p>◆生徒指導委員会</p> <p>「夏休み明けの生徒の様子について」</p> <p>「不登校生徒への関わりについて」</p> <p>「自殺予防について」</p> <p>◆小中合同研修会</p> <p>「いじめ問題について協議、連携を深める」</p>			
9	<p>◇いじめ対策委員会⑥</p> <p>「学校評価の実施に向けて」</p>	<p>・ 体育祭、文化祭に向けての取組</p> <p>・ 体育祭</p>		
10	<p>◇いじめ対策委員会⑦</p> <p>「学校評価の結果について① PDCA サイクル」</p> <p>「記名式アンケートの実施に向けて」</p> <p>◇臨時いじめ対策委員会</p> <p>「情報の共有と組織的対応」</p> <p>◆校内研修会④</p> <p>「いじめに特化した出前研修の実施」</p>	<p>・ 文化祭</p>	<p>・ 第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有②</p>	<p>・ 学校評価の実施</p> <p>・ 学校運営協議会</p>
11	<p>◇いじめ対策委員会⑧</p> <p>「学校評価を受けて改善策を考える」</p> <p>「年間の取組の見直し①」</p> <p>「クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p> <p>◆職員会議・研修会</p> <p>「学校評価に基づく改善策について」</p> <p>「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の三機能を生かす）」</p>	<p>・ 小6を迎える日（授業・部活動体験）</p> <p>・ 小中教員交流①</p>	<p>・ 第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②</p> <p>・ 教育相談の実施②（3年進路相談）</p>	<p>・ 道徳公開授業</p> <p>・ 進路保護者会</p> <p>・ 入学説明会</p> <p>・ 久世三校合同家庭教育講座①</p>
12	<p>◇いじめ対策委員会⑨</p> <p>「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」</p> <p>「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」</p> <p>「次年度の基本方針の見直しと作業について」</p>	<p>・ ヒューマンタイム②</p> <p>・ 冬季休業を迎えるにあたっての心構え</p> <p>・ 学年集会</p>	<p>・ 第2回社会性変容調査の実施</p> <p>学年集約と共有②</p>	<p>・ 久世三校合同家庭教育講座②</p> <p>・ 三者懇談会</p>
1	<p>◇いじめ対策委員会⑩</p> <p>「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」</p> <p>「クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p> <p>◆年間反省①（部会ごと）</p> <p>「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p> <p>◆校内研修会⑤</p> <p>「生徒指導の三機能チェックリスト実施と分析」</p>	<p>・ 小中教員交流②</p>		<p>・ 久世三校合同家庭教育講座③</p>

2	<p>◇いじめ対策委員会① 「クラスマネジメントシートの結果から」 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」</p> <p>◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒューマンタイム③</li> <li>・久世サミット②（小中児童生徒会交流会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価の実施</li> </ul>
3	<p>◇いじめ対策委員会① 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」</p> <p>◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」 「生徒指導の三機能チェックリスト実施と分析」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中連絡会</li> <li>・3年生を送る会</li> <li>・卒業式</li> <li>・学級のまとめ</li> <li>・学年集会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回社会性変容調査の実施 学年集約と共有③</li> <li>・記名式アンケートの保管</li> <li>・クラスマネジメントシートデータ保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会</li> </ul>